



いのち 生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり

次
流してください

そうめん流しを楽しむ大東保育園の園児(8月1日)

うんなん

市報 Public Relations

「平和を」の都市宣言のまち 雲南市

2008
9

No.46

- | | |
|-------|-----------------------|
| 2-3 | 交流センター構想Q&A |
| 4-7 | 雲南ニュース ほか |
| 8-9 | ふるさとウォッキング |
| 10 | こげなことしとーます 研究所うんなん ほか |
| 11 | わが家のホープ |
| 12 | 平成20年度国保保険料率を決定 |
| 13-24 | 雲南市からのお知らせ ほか |

地域づくり活動拠点施設

交流センター構想 Q&A

21年度の実施に間に合うのか?

基本的に、平成21年4月から実施に向け準備を進めています。

市政懇談会などで説明してあります。が、それで十分とは考えていません。みんなの意見をお聞きするつもりですが、今後も理解が得られるように説明をしていきます。平成21年4月から始めた早い段階には猶予期間を設け、じっくり時間をかけて話し合って、納得の上で交流センターに移行できるようにします。

平成21年度の実施に向け周知・準備を進める「交流センター構想」については多くの質問や意見をいただいています。今回は、6月議会や市政懇談会などで市民のみなさんから寄せられた質問とその回答(市の考え方)を紹介します。

Q なぜ公民館を
交流センターに移行するのか?
(公民館ではいけないのか?)

公民館は、社会教育法に基づいたその役割が定められており、生涯学習(社会教育)に重点があかれています。雲南市の現状を見ると、それぞれの地域で、福祉活動をはじめ、多様な地域活動が展開されています。「公民館が単なる学習の場にとどまらず、多機能な施設となる必要があります。雲南市としては、今後、これまで公民館で行われてきた機能に合わせ、地域課題等に対応する施設として、まだ地域で行われていける福祉活動も加え複合的機能を備えた新しい「地域づく

り拠点施設」にしていくため、「公民館から交流センターに移行する」としていまます。

交流センターは施設か?それとも組織か?その機能は?

交流センターは、あくまでも地域自組織の活動拠点施設であつて、組織そのものではありません。地域自主組織の活動である「生涯学習」「地域福祉」「住民活動」の実践の場です。



センター長、センター主事の待遇、役割は?

センター長は、センター長、セントラル主事を配置あることにしています。

センター長は、地域自主組織が任命します。センター長の指示のもと、施設管理を行うとともに、センター主事等の就業管理や、地域自主組織の活動支援、関係行政機関等との連絡調整を担います。

センター主事は地域自主組織の推薦を受け、各町の交流センター運営協議会が任命します。センター長の指示のもとに、施設の管理業務を行つとともに「住民活動」「生涯学習」「地域福祉」の支援及び関係団体との連絡調整を行います。

賃金について、これまでの公民館長や公民館主事の金額を確保する考えです。

これまでの公民館活動をどのようにして継続・確保するのか?

これまで公民館で行われた活動は、

地域自主組織の中に生涯学習部等の専門部を設置するなど、組織体制を見直して頂き、交流センターに配置される職員(センター長、センター主事)によりて支援をおこなう体制を構築することにより、継続していただきます。

施設の指定管理とは?

「公設民営」といったことで、市の施設を

地域で管理していただきます。日々の維持管理業務を市に代わって地元の地域自主組織に行なつていただく形です。施設の維持管理に必要な経費から使用

雲南市からの支援の内容は?

交流センターに配置するセンター長、センター主事の人事費、また交流センターで行われる活動を支援する推進員の報酬費、さらに地域活動事務費や生涯学習事業費を雲南市から交付金として措置し、雲南市の支援とする考え方です。さらに、人的な支援として総合センターに「地域づく担当職員」を配置そのものではありません。地域自主組織の活動である「生涯学習」「地域福祉」「住民活動」の実践の場です。

交流センターの交付金は?

交流センターへの財政支援措置についても、現在の公民館の経費を確保することを前提に検討しています。交流センターへの移行後は生涯学習、住民活動、地域福祉の活動費を含めた交付金を指定管理者に交付しますので、その使い方を地域で考えていただきま

す。

基本的には均等割+世帯割で配分する考え方ですが、今後詰めていく必要があります。現在支出している公民館の費用等も基準にしながら配分していくきます。

また、地域間で交付金の格差が生じないようにいたします。



21年度の実施に間に合うのか?

基本的に、平成21年4月から実施に向け準備を進めています。

市政懇談会などで説明してあります。が、それで十分とは考えていません。みんなの意見をお聞きするつもりですが、今後も理解が得られるように説明をしていきます。平成21年4月から始めた早い段階には猶予期間を設け、じっくり時間をかけて話し合って、納得の上で交流センターに移行できるようにします。

Q なぜ公民館を
交流センターに移行するのか?
(公民館ではいけないのか?)

公民館は、社会教育法に基づいたその役割が定められており、生涯学習(社会教育)に重点があかれています。雲南市の現状を見ると、それぞれの地域で、福祉活動をはじめ、多様な地域活動が展開されています。「公民館が単なる学習の場にとどまらず、多機能な施設となる必要があります。雲南市としては、今後、これまで公民館で行われてきた機能に合わせ、地域課題等に対応する施設として、まだ地域で行われていける福祉活動も加え複合的機能を備えた新しい「地域づ

り拠点施設」にしていくため、「公民館から交流センターに移行する」としていまます。

交流センターは施設か?それとも組織か?その機能は?

交流センターは、あくまでも地域自組織の活動拠点施設であつて、組織そのものではありません。地域自主組織の活動である「生涯学習」「地域福祉」「住民活動」の実践の場です。

センター長、センター主事の待遇、役割は?

センター長は、センター長、セントラル主事を配置あることにしています。

センター長は、地域自主組織が任命します。センター長の指示のもと、施設管理を行うとともに、「住民活動」「生涯学習」「地域福祉」の支援及び関係団体との連絡調整を行います。

賃金について、これまでの公民館長や公民館主事の金額を確保する考えです。

これまでの公民館活動をどのようにして継続・確保するのか?

これまで公民館で行われた活動は、

地域自主組織の中に生涯学習部等の専門部を設置するなど、組織体制を見直して頂き、交流センターに配置される職員(センター長、センター主事)によりて支援をおこなう体制を構築することにより、継続していただきます。

施設の指定管理とは?

「公設民営」といったことで、市の施設を

地域で管理していただきます。日々の維持管理業務を市に代わって地元の地域自主組織に行なつていただく形です。施設の維持管理に必要な経費から使用

雲南市としても、「人的支援」及び「活動費の措置」によって、活動が継続されるよう支援します。

交流センターに移行した後も社会教育行政は、現在と変わることなく教育委員会が責任を持つて行います。社会教育担当職員を配置することによって生涯学習についてより充実するようにしたいと考えます。

料収入を差し引いたものを指定管理料としてお支払いします。指定管理期間は3年間とし、その区切つごとに維持管理経費や使用料収入を見直して地元の負担が大きくなりないよう調整した上で協定を結びます。人件費については、今回は指定管理料とは別にして交付します。

施設使用料は、指定管理者である地域自主組織の収入となります。また、維持管理に必要な経費は、指定管理料として市から地域自主組織に支払われます。しかし、その額は、あらかじめそれぞれの交流センターごとに年間の維持管理経費と使用料収入額を見込み、その差額が指定管理料となります。

したがって、使用料収入や維持管理料はそれらを考慮して計算されることがあり、維持管理に必要な金額が確保されます。

また、交流センターの管理に関する大切な事柄は、市と指定管理者で交わす協定書で取り決めることになります。

あわせて、各中学校と総合センターに、社会教育担当職員の配置も検討しています。こうして、社会教育を実施できる体制を確保します。

これまでの公民館活動をどのようにして継続・確保するのか?

これまで公民館で行われた活動は、

地域自主組織の中に生涯学習部等の専門部を設置するなど、組織体制を見直して頂き、交流センターに配置される職員(センター長、センター主事)によりて支援をおこなう体制を構築することにより、継続していただきます。

施設の指定管理とは?

「公設民営」といったことで、市の施設を

地域で管理していただきます。日々の維持管理業務を市に代わって地元の地域自主組織に行なつていただく形です。施設の維持管理に必要な経費から使用

雲南市としても、「人的支援」及び「活動費の措置」によって、活動が継続されるよう支援します。

交流センターに移行した後も社会教育行政は、現在と変わることなく教育委員会が責任を持つて行います。社会教育担当職員を配置することによって生涯学習についてより充実するようにしたいと考えます。

料収入を差し引いたものを指定管理料としてお支払いします。指定管理期間は3年間とし、その区切つごとに維持管理経費や使用料収入を見直して地元の負担が大きくなりないよう調整した上で協定を結びます。人件費については、今回は指定管理料とは別にして交付します。

施設使用料は、指定管理者である地域自主組織の収入となります。また、維持管理に必要な経費は、指定管理料として市から地域自主組織に支払われます。しかし、その額は、あらかじめそれぞれの交流センターごとに年間の維持管理経費と使用料収入額を見込み、その差額が指定管理料となります。

したがって、使用料収入や維持管理料はそれらを考慮して計算されることがあり、維持管理に必要な金額が確保されます。

また、交流センターの管理に関する大切な事柄は、市と指定管理者で交わす協定書で取り決めることになります。

あわせて、各中学校と総合センターに、社会教育担当職員の配置も検討しています。こうして、社会教育を実施できる体制を確保します。

これまでの公民館活動をどのようにして継続・確保するのか?

これまで公民館で行われた活動は、

地域自主組織の中に生涯学習部等の専門部を設置するなど、組織体制を見直して頂き、交流センターに配置される職員(センター長、センター主事)によりて支援をおこなう体制を構築することにより、継続していただきます。

施設の指定管理とは?

「公設民営」といったことで、市の施設を

地域で管理していただきます。日々の維持管理業務を市に代わって地元の地域自主組織に行なつていただく形です。施設の維持管理に必要な経費から使用

雲南市としても、「人的支援」及び「活動費の措置」によって、活動が継続されるよう支援します。

交流センターに移行した後も社会教育行政は、現在と変わることなく教育委員会が責任を持つて行います。社会教育担当職員を配置することによって生涯学習についてより充実するようにしたいと考えます。

料収入を差し引いたものを指定管理料としてお支払いします。指定管理期間は3年間とし、その区切つごとに維持管理経費や使用料収入を見直して地元の負担が大きくなりないよう調整した上で協定を結びます。人件費については、今回は指定管理料とは別にして交付します。

施設使用料は、指定管理者である地域自主組織の収入となります。また、維持管理に必要な経費は、指定管理料として市から地域自主組織に支払われます。しかし、その額は、あらかじめそれぞれの交流センターごとに年間の維持管理経費と使用料収入額を見込み、その差額が指定管理料となります。

したがって、使用料収入や維持管理料はそれらを考慮して計算されることがあり、維持管理に必要な金額が確保されます。

また、交流センターの管理に関する大切な事柄は、市と指定管理者で交わす協定書で取り決めることになります。

あわせて、各中学校と総合センターに、社会教育担当職員の配置も検討しています。こうして、社会教育を実施できる体制を確保します。

これまでの公民館活動をどのようにして継続・確保するのか?

これまで公民館で行われた活動は、

地域自主組織の中に生涯学習部等の専門部を設置するなど、組織体制を見直して頂き、交流センターに配置される職員(センター長、センター主事)によりて支援をおこなう体制を構築することにより、継続していただきます。

施設の指定管理とは?

「公設民営」といったことで、市の施設を

地域で管理していただきます。日々の維持管理業務を市に代わって地元の地域自主組織に行なつていただく形です。施設の維持管理に必要な経費から使用

雲南市としても、「人的支援」及び「活動費の措置」によって、活動が継続されるよう支援します。

交流センターに移行した後も社会教育行政は、現在と変わることなく教育委員会が責任を持つて行います。社会教育担当職員を配置することによって生涯学習についてより充実するようにしたいと考えます。

料収入を差し引いたものを指定管理料としてお支払いします。指定管理期間は3年間とし、その区切つごとに維持管理経費や使用料収入を見直して地元の負担が大きくなりないよう調整した上で協定を結びます。人件費については、今回は指定管理料とは別にして交付します。

施設使用料は、指定管理者である地域自主組織の収入となります。また、維持管理に必要な経費は、指定管理料として市から地域自主組織に支払われます。しかし、その額は、あらかじめそれぞれの交流センターごとに年間の維持管理経費と使用料収入額を見込み、その差額が指定管理料となります。

したがって、使用料収入や維持管理料はそれらを考慮して計算されることがあり、維持管理に必要な金額が確保されます。

また、交流センターの管理に関する大切な事柄は、市と指定管理者で交わす協定書で取り決めることになります。

あわせて、各中学校と総合センターに、社会教育担当職員の配置も検討しています。こうして、社会教育を実施できる体制を確保します。

これまでの公民館活動をどのようにして継続・確保するのか?

これまで公民館で行われた活動は、

地域自主組織の中に生涯学習部等の専門部を設置するなど、組織体制を見直して頂き、交流センターに配置される職員(センター長、センター主事)によりて支援をおこなう体制を構築することにより、継続していただきます。

施設の指定管理とは?

「公設民営」といったことで、市の施設を

地域で管理していただきます。日々の維持管理業務を市に代わって地元の地域自主組織に行なつていただく形です。施設の維持管理に必要な経費から使用

雲南市としても、「人的支援」及び「活動費の措置」によって、活動が継続されるよう支援します。

交流センターに移行した後も社会教育行政は、現在と変わることなく教育委員会が責任を持つて行います。社会教育担当職員を配置することによって生涯学習についてより充実するようにしたいと考えます。

料収入を差し引いたものを指定管理料としてお支払いします。指定管理期間は3年間とし、その区切つごとに維持管理経費や使用料収入を見直して地元の負担が大きくなりないよう調整した上で協定を結びます。人件費については、今回は指定管理料とは別にして交付します。

施設使用料は、指定管理者である地域自主組織の収入となります。また、維持管理に必要な経費は、指定管理料として市から地域自主組織に支払われます。しかし、その額は、あらかじめそれぞれの交流センターごとに年間の維持管理経費と使用料収入額を見込み、その差額が指定管理料となります。

したがって、使用料収入や維持管理料はそれらを考慮して計算されることがあり、維持管理に必要な金額が確保されます。

また、交流センターの管理に関する大切な事柄は、市と指定管理者で交わす協定書で取り決めることになります。

あわせて、各中学校と総合センターに、社会教育担当職員の配置も検討しています。こうして、社会教育を実施できる体制を確保します。

これまでの公民館活動をどのようにして継続・確保するのか?

これまで公民館で行われた活動は、

地域自主組織の中に生涯学習部等の専門部を設置するなど、組織体制を見直して頂き、交流センターに配置される職員(センター長、センター主事)によりて支援をおこなう体制

雲南市まちづくり基本条例の制定に向け

まちづくりの基本理念を明らかにするために制定する「雲南市まちづくり基本条例」のパブリックコメントを実施したところ、次のとおりご意見をお寄せいただきましたので、紹介します。

- 意見募集した条例…雲南市まちづくり基本条例（案）
- 意見募集期間…6月19日～7月18日
- 意見提出人数…1人（市民）
- 意見件数…2件
- 意見の概要と市の考え方（要旨）

意見の概要	市の考え方
「新たな公共」という考え方があるたして住民（市民）のためになるか。現実は、「福祉や環境」など本来は行政の責任でやるべきことが、個人ボランティアやNPO、町内会活動に「肩代わり」させられることが多くなっているように思う。	公共領域は、従来から行政のみならず、市民や民間セクターも担ってきていますが、公共サービスの担い手でもある市民が、その特性や長所を活かすことによって、住民ニーズにより対応した公共サービスの提供と社会的・地域的な課題の解決が図られるものと考えます。また、こうした「新たな公共」の考え方に基づいて、公共を担う多様な主体の役割や責務、それぞれの主体間の関係を明らかにしていくこと（過程など）が、市民が主役のまちづくりに重要であると考えております。
まちづくり基本条例に「市民が主役のまち（雲南市）」をつくることを明記し、情報の公開と提供を約束し、市民参加を進めるために、まず市が設置するあらゆる審議会や委員会には「男女半数」を基本に公募し、年齢構成が反映されたものにするべきである。	雲南市がめざすべきまちづくりの姿（理念）と基本となる考え方を示した前文で、「まちづくりの原点は、主役である市民が自らの責任により、主体的に関わることです。」と明記しております。 情報の公開と提供を約束するという点については、第7条（行政の役割と責務）で、「市民に利用しやすい形で保有する情報の積極的な公開・提供を行うとともに、常に分かりやすい説明を行うこと」と明記しております。 審議会や委員会への市民参画については、第8条（附属機関等の委員への市民参画）で、「市長は、附属機関等の委員の選人については、幅広い人材を選出するよう努めなければなりません。」と明記しております。また、雲南市男女共同参画推進計画で審議会などの委員に占める女性の割合についての目標値も定めております。 【参考：審議会等への女性の参画率 現状値（H18年度）26.4%→目標値（H22年度）40.0%】

パブリックコメントの結果は、市ホームページ (<http://www.city.unnan.shimane.jp/>)、市役所政策推進課または各総合センターでもご覧いただけます。

今年は市政懇談会を市内33ヵ所で開催予定のところ、8月のお盆までに25ヵ所が終わりました。今年の場合、主として「交流センター構想」についての意見や質問が多く出されました。地域自主組織構想は、雲南市が発足する前の合併協議会で策定された新市建設計画に掲げられた主要施策であり、交流センターは地域自主組織活動の拠点です。

これまで公民館は、地域の発展の拠点としての役割を果たしてきました。それだけに、公民館による公民館活動以外にも及んでいます。地域自主組織は、そうした地域の発展を促す活動を地域全体で行おうとする組織であり、その拠点を公民館とし、これを契機に公民館を交流センターとするものです。

もちろん、公民館がこれまで担ってきた社会教育法に基づく生涯学習の推進の役割は、交換センター設置条例に盛り込まれ、交流センターでもしつかり進められることになります。交流センター構想の実現は、市民が主役のまちづくりの第一歩です。

市政懇談会で地域交流センターについて説明



雲南市長のコ・ラ・ム



8月3日、出雲ドームで第52回島根県消防操法大会が開催され、雲南市からはポンプ車の部に三刀屋方面隊、小型ポンプの部に大東、加茂の方面隊が出席しました。このうち、三刀屋方面隊は大舞台の重圧に負けることなく、素晴らしい演技を披露。機械操作、ホース延長、放水などの動作を確実に行い、見事準優勝に輝きました。



見事準優勝に輝いた三刀屋方面隊のみなさん



坪倉直輝くんと狩野玲子園長
クラブを代表して表彰状を受け取った



7月17日、雲南市特別職報酬等審議会から速水市長に対し、議員報酬の引き上げなどをまとめた答申が行われました（表のとおり）。議員報酬については、県内他市及び全国類似団体と比較して低位であること、議員定数が24人に削減されることと、議員報酬額が妥当とし、引き上げることとされました。

市長、副市長、教育長の給料額については、現在、給料減額期間中であり、改訂した場合に減額率にも影響を及ぼすことから、改定は見送られました。市では、この答申を受けて条例改正案を9月議会に提案する予定です。

議員報酬引き上げの答申



◆報酬額、給料額等比較表

報酬月額	区分		現 行	答 申	比 較
	議 長	副 議 長			
期末手当	議 員	306,000円	328,000円	22,000円	
	加 算 率	10%	15%	5%	
給料月額	支 給 率	3.35月	変更なし	—	
	市 長	890,000円 (712,000円)	変更なし	—	
期末手当	副 市 長	721,000円 (612,850円)			
	教 育 長	639,000円 (555,930円)			
支 給 率	加 算 率	15%			
	3.35月				

* () 内は給料減額後の額

雲南ニュース

リッチモンドサマースクール



リッチモンド市のサリー市長（前列左から3人目）を訪問（12日）

青少年の英語力向上や国際感覚豊かな人材の育成を目的に、夏休み期間中、中学生らをアメリカ・インディアナ州リッチモンド市に送る青少年海外視察等派遣事業。今年も、募集により選ばれました。



日本文化紹介で童謡を披露（14日）

8人の中学生が同市を訪れ、ホストファミリーの元に滞在しながら、交流活動などを行いました。一行は、8月11日にリッチモンド市に向け出発。22までの期間中、施設訪問や市内観光で見聞を広めました。このうち、14日には、ホストファミリーら現地の人々に日本文化を紹介しました。生徒らは「練習よりも上手になりました」とほつとした様子。リッチモンドの人々には書道が人気で、「平和」と書いてもらうなど、交流を深めました。

子どもたちを犯罪から守りよう



安全マップの作成

第2部は、フィールドワークと安全マップづくり。研修生が班ごとに三刀屋町内を歩いて回り、危険な場所などを探索しました。その後、現地調査の内容をまとめ、危険箇所の写真を貼り付けた地図を作成。研修生は小宮教授と同研究室の学生にアドバイスを受けながら、熱心に取り組んでいました。各班の地図発表を聞いた小宮教授は、地図の完成度に感心しながら「今日1日で、多くのみなさんが犯罪の起こりやすい場所を見分ける力をつけた。それぞれの地域でこの取り組みを広げてほしい」と講評。研修生らも「安全マップ

による基調講演。「犯罪は『この場所で起こる』と題した講演の中で小宮教授は「犯罪が起こりやすいのは『入りやすく見えにくい場所』。その場所を見つけ、改善することを防ぐことができる」と説明。安全マップ作成の必要性を訴えました。



私は一度作って終わりにしてはダメ」と話し、安全・安心なまちづくりの推進を約束しました。

アスパルで8月14日、平成20年度雲南市成人式が行われ、新成人549人（式典には388人が出席）が人生の節目に誓いを新たにしました。

式典では、速水市長が新成人を祝福



白石祐介さんが新成人を代表してあります。「雲南の豊かな自然や温もりのある人々の心など、『ふるさとの良さ』があらためてわかるとともに『ふるさとを誇りに思う気持ち』が心の底からあふれてきた」と自然も社会環境も異なる京都から見たふるさとへの思いを語り、「生まれ育ったふるさと雲南を守っていくのが私たちの使命だと思う。これまで支えてくださった多くの人への感謝を忘れず、ふるさとの誇りを胸に、これから的人生を力強く歩んでいく」と決意を述べました。



マタノオチチ牛乳の味も楽しみました。新成人らは、懐かしい友人と再会に、写真を撮ったり、思い出話に花を咲かせたりして晴れの門出を互いに祝いました。



誓いの言葉を述べる白石祐介さん

国有林と民有林が連携

森林共同施業団地を設定し、民有林と国有林が連携して森林整備を推進しようとする協定が7月29日、雲南市役所で国、県など施業団地の関係者により締結されました。協定の対象となる区域は、掛合町の井原谷・南谷地内の森林443ha。このうち112haを協定期間に整備する予定です。事業地の集約化に努めることで、高性能林業機械等の導入が可能となり、効率的な森林施業と事業コストの削減を図ります。



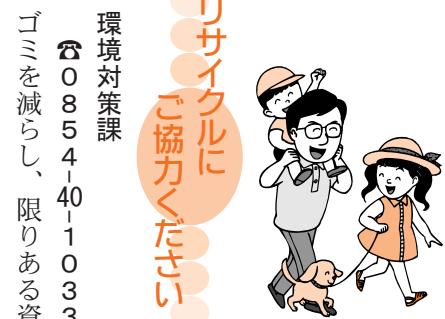
近畿中国森林管理局島根森林管理署の長口深署長は、「森林の荒廃が進む中、民有林と国有林の連携は意義深い」とあいさつし、出席者らが林業振興の発展を願いました。

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の方へ
おめでとうございます
ねんきん特別便の相談
まもれますか?
私たちには、雲南市のまちづくりを応援しています。

◎叙位・叙勲受章
正六位・旭日双光章
医療功労により
故 晴木光さん（大東町）

市民生活課 ☎ 0854-40-1031
独立行政法人 平和祈念事業特別基金 ☎ 0120-234-933
平和祈念事業特別基金では、いまだ請求されていない恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の「ご本人」に「特別慰労品」を贈呈しています（ご遺族の方は対象とはなりません）。「引揚者」は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活していく戦後引揚げてきた家族全員が対象です。請求書等は、市役所市民生活課または各総合センター自治振興課にあります。請求期限は平成21年3月31日です。未請求の方は早急に申請してください。

● 時間はいずれも 午前10時～午後3時
● 大東総合センター 11月27日（木）
● 三刀屋総合センター 10月15日（金）
● なんきん特別便の臨時相談
● 木次総合センター 9月19日（金）
午前10時～午後3時



町	持ち出し日	持 ち 出し 場 所
大東町	9月21日 第3日曜	大東町体育文化センター、春殖公民館、駅前公民館、幡屋リサイクルボックス、佐世公民館、西阿用集会所下倉庫前、阿用公民館、下久野リサイクルボックス、久野公民館、海潮公民館、須賀リサイクルボックス、塩田公民館
加茂町	9月7日 第1日曜	自治会単位
木次町	9月21日 第3日曜	雲南市役所職員駐車場、斐伊体育馆東側ゲートボール場隣駐車場、西日登公民館、温泉公民館、日登公民館
三刀屋町	9月14日 第2日曜	三刀屋総合センター別館1階（公用車庫）、一宮公民館、飯石公民館、鍋山公民館、中野公民館、根里振興会館

広 告 枠

私たちには、雲南市のまちづくりを応援しています。



平成20年度国保保険料率を決定

7月17日の国保運営協議会審議を経て、平成20年度の料率を決定しました。

☆国民健康保険料とは…

雲南市国民健康保険に加入している人に賦課される料金で、医療費及び後期高齢者医療支援金（制度改正により今年度から）並びに介護保険納付金の支払いに使われます。1年間にかかるこれらの経費を予測し、そこから皆さん（被保険者）が病院等で支払う一部負担金や国からの補助金、市からの繰入金を差し引いた額が、国民健康保険料の総額となります。

雲南市では8月1日を本算定日として、この総額を、条例で定める①所得割額（50%）、②被保険者均等割額（30%）、③世帯別平等割額（20%）の3つの項目（今年度から資産割は廃止）でそれぞれ計算し、料率を決定します。この決定にあたっては、毎年7月中旬に雲南市国民健康保険運営協議会の審議により答申を受け決定します。

今年度は、医療分、後期高齢者医療支援金分、介護保険納付金分の料率及び計算方法により（表1～表3）、3項目を合算したものが一世帯当たりの保険料額となります。

表1 医療分の料率と計算方法（国民健康保険に加入しているみなさんが該当します）

項目	料 率	世帯の保険料の計算方法
①所得割額	6.25%	賦課基準総所得金額×6.25%
②均等割額	18,800円	被保険者数×18,800円
③平等割額	24,460円 (特定世帯※は12,230円)	一世帯24,460円 (特定世帯※は12,230円)

算定した医療分の保険料合計が47万円を超える場合は、47万円（賦課限度額）となります。

表2 後期高齢者医療支援分の料率と計算方法（国民健康保険に加入しているみなさんが該当します）

項目	料 率	世帯の保険料の計算方法
①所得割額	1.38%	賦課基準総所得金額×1.38%
②均等割額	4,150円	被保険者数×4,150円
③平等割額	5,400円 (特定世帯※は2,700円)	一世帯5,400円 (特定世帯※は2,700円)

算定した後期高齢者支援分の保険料合計が12万円を超える場合は、12万円（賦課限度額）となります。

※表1と表2の特定世帯とは…国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行されたことにより、国民健康保険単身世帯になる世帯。「医療分」と「後期高齢者医療支援金分」にかかる平等割が5年間半額となります。ただし、世帯主変更や世帯構成が変更となった場合には、軽減措置が受けられなくなる場合があります。

表3 介護保険分の料率と計算方法（40歳以上65歳未満の方が該当します）

項目	料 率	世帯の保険料の計算方法
①所得割額	1.41%	賦課基準総所得金額×1.41%
②均等割額	6,290円	被保険者数×6,290円
③平等割額	5,480円	一世帯5,480円

算定した介護保険分の保険料が9万円を超える場合は、9万円（賦課限度額）となります。

☆8月1日以降の保険料支払額について

8月以降、この料率で決定した一年間の保険料額から仮算定額（4月から7月までの保険料）を差し引いた金額を残りの8カ月で割った料金を来年3月まで毎月納めていただきます。

保険料は国保事業を支える大切な財源です。保険料は必ず納期内に納めましょう。

【問】 市民生活課 ☎ 0854-40-1031



「みんなが主役 省エネでつくる環境のまち」
実践にご協力ください～その²³～

環境対策課 ☎0854-40-1033

★しまねCO₂ダイエット作戦

マイバッグ持参によって、割引ポイント等をもらつたことはありませんか。

このように、エコ行動に対してカードのポイント特別加算や割引、景品プレゼントなど独自のサービスを提供する「しまねCO₂ダイエット作戦」に協賛する店舗が増加しています。

CO₂削減という大きな目標達成のためには、消費者だけでなく事業者の協力も必要です。

環境のまちをめざして、みなさんのご協力をお願いします。



「自殺予防いのちの電話」

「自殺予防いのちの電話」は、さまざまな悩みに苦しむ方からの電話を24時間体制で受け付け、相談にあたっています。



月1回ではありますが、無料でかつ匿名で相談できるいのちの電話の存在を知ることが、一人悩み苦しむ人の一筋の光となることを願っています。

自殺予防いのちの電話（フリーダイヤル）

☎0120-738-556

毎月10日 午前8時～翌日午前8時
(24時間)

高齢者ための技能講習会

健康福祉総務課 ☎0854-40-1041

雲南市シルバー人材センターでは、就労意欲のある高齢者のための講習会を行います。受講料は無料です。

詳しくは、雲南市シルバー人材センター（☎0854-42-3642）へお問い合わせください。

植木・剪定講習（定員12名）

日 時 10月20日(月)～24日(金) 5日間
場 所 (社)雲南市シルバー人材センター
内 容 植木の手入れをするための基本的な知識・技術や刈払い機の操作を学べます。
締 切 10月10日(金)

今後の講習会の予定

・高齢者福祉サービス用運転講習
12月15日～19日（定員12名）

9月10日は「自殺予防デー」

日本の自殺者数は年間3万人を超え、大きな社会問題になっています。9月10日は「世界自殺予防デー」（9月10日～16日は「自殺予防週間」）。2003年、自殺防止のための行動を促すことを目的とし、世界保健機構（WHO）が設立しました。自殺の原因の多くは「うつ病」などこころの病気が関係していると言われています。WHOでは、「自殺は深刻な、しかし予防可能な公衆衛生上の問題」と述べています。つまり、多くの自殺は「うつ病」などの早期発見・治療により予防することができるのです。こころの病気を正しく理解して、かけがえのない命を守りましょう。

健康推進課 ☎0854-40-1045

広告枠

私たちちは、雲南市のまちづくりを応援しています。

健康福祉総務課

☎0854-40-1041

雲南市シルバー人材センター会員募集

雲南市シルバー人材センターでは、随時会員の募集を行っています。

毎月1日（土日祝日の場合は翌日）午前10時から入会説明会を開催していますので、関心のある方は、雲南市シルバー人材センター（☎0854-42-3642）までお問い合わせください。

【会員になるための要件】

原則として60歳以上の健康で働く意欲のある方

シルバー人材センターの主旨に賛同した方

入会説明を受け、入会申込書を提出した方

定められた会費を納入していただける方

【年会費】
1,500円（半年750円）

NHK放送受信料の免除基準が変わります

長寿障害福祉課
☎0854-40-1042

障害のある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準

長寿障害福祉課
☎0854-40-1042

重度の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯主であり、受信契約者が世帯主の場合

が、本年10月1日から改定されます。これにより新たに基準に該当される方で受信料免除を希望される方は、事前申請を受け付けておりますので、市役所長寿障害福祉課または各健康福祉センターへお越し下さい。新しい免除基準は次とおりです。

●身体障害者、知的障害者、精神障害者がおられる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の場合

●全額免除

●身体障害者、知的障害者、精神障害者がおられる世帯で、世帯全員が市町村民税内を送付していますので、未対象の方へは8月初旬に案提出の方がいらっしゃいますたら、8月1日時点における状況を記載して必ず期限まで手続きを行ってください。

●半額免除

●視覚・聴覚障害者が世帯主であり、受信契約者の場合

●所得状況届の提出はお済みでしょつか

●半額免除

を受ける要件を満たしているかを確認するためのものです。

対象の方へは8月初旬に案提出の方がいらっしゃいます

母子保健推進員は雲南市から委嘱を受け、お母さんとお子さんの健康についての身近な相談役として、また、ご家庭・地域と市のパイプ役として活動しています。地域のみなさんは主に乳児健診や児健診の場でお会いします。

母子保健推進員のみなさんを紹介します。よろしくお願いします。

母子保健推進員（敬称略）

●新規に広告物を設置しようとしている方、もしくは現在、広告物を設置している方で、まだ許可を受けていない場合は、許可を受けていません。

●新たに広告物を設置しようとしている方、もしくは現

秩序に掲出されると、自然豊かな雲南市の景観を損なうだけでなく、倒壊や落下による事故の原因になります。島根県では、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止を目的として、「島根県屋外広告物条例」が定められています。この条例に則って、雲南市内で屋外広告物を掲出する際には、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

●島根県都市計画課景観政策室 業務管理課 ☎ 0854-40-1061

●島根県屋外広告物条例に則り景観を損ねているもの、倒壊、落下等による被害の恐れのあるものには、広告物の管理者に除却を依頼することができます。除却の依頼があつたら、速やかに除却してください。

●水道局 消火栓は、火災時に使用するために多量の水が放水され、管道内に濁りが発生しますので、水路清掃等には使用しないでください。消防用以外で使用された場合、水道事業給付金を支給していただきます。消防用以外で水路清掃等には使用しないでください。

●「夢」発見ワーキング 使用しないでください

今年度は
9/30(火)～10/2(木)
3日間



広告枠

私たちは、雲南市のまちづくりを応援しています。

スイ オ ガ ギ 쉬어가기 (ちょっと一息)



みなさん、アンニョンハセヨ
(こんにちは)

光陰矢のごとし。
7月19日、私が雲南市に来てちょうど100日が経ちました。韓国では

子どもが生まれて100日や恋人と付き合って100日を祝う風習があり、100日について特別な愛情（？）を持っています。なので私も100日を迎えて雲南市でのいろいろな体験について話したいと思います。

私の故郷は韓国のデグ（大邱）という所で、韓国の中で一番暑い都市で有名です。たまにニュースで全国2番目の暑さと放送されるのを見ると悔しいほどの暑さです（笑）。それで暑さにはもう慣れていると思いましたが、ここでは負けてしまいました。この蒸し暑さはどうにもならないですね。でも私はこの夏をすごく楽しんでいます。

一番記憶に残るのは何より夏祭りです。韓国には夏祭りがないし、日本での初めての夏祭りなのでごく楽しんでいます。浴衣を着て花火を見るのが憧れだったので、木次恵比寿祭りにはちゃんと浴衣で出かけました。宍道のれんげ祭りにも行ってきました。米子のがいな祭りでは万灯といろんなパレード

住めば都という言葉のように、どんどんこの雲南市に愛情を持つようになった自分を見ています。これからも自分の仕事や日本の文化など、何でも楽しんでいきたいと思います。



見てきました。場所によって特徴があり、面白かったです。いつかそのようなパレードにも参加してみたいと思いました。大東の七夕祭りにも行きましたが、残念ながらその日は韓国語の授業がありましたので、来年は必ず行きます!! こういう話をしたら、ある方は「祭りあらし」とおっしゃいましたが…。

ホタルバスに乗ってヤマタノオロチに関する神楽を見て、生まれて初めてホタルも見ました。神無月の10月がこの地域では神在月だという話を聞いた時はさすが神話の町だなとも思いました。何からマンチックですね。

それ以外にも、笹巻きやかたら団子作り、レガツタ試合、たたら見学、永井隆記念館録音作業、韓国語スピーチコンテスト、ふすまや障子の張り替えなど、何もかもが初めての体験だったので、いい思い出になりました。

住めば都という言葉のように、どんどんこの雲南市に愛情を持つようになった自分を見ています。これからも自分の仕事や日本の文化など、何でも楽しんでいきたいと思います。

自衛官募集

総務部総務課 ☎ 0854-40-1021 自衛隊島根地方協力本部出雲地域事務所 ☎ 0853-21-0831

<http://www.mod.go.jp/pco/shimane/>

自衛隊では、次のとおり自衛官を募集します。詳しくはホームページをご覧ください。

区分	看護学生(陸上自衛隊)	防衛医科大学校学生	防衛大学校学生
応募資格	高卒(見込含)24歳未満	高卒(見込含)21歳未満	高卒(見込含)21歳未満
応募期間	9月8日(月)～9月30日(火)		
採用試験	10月25日(土)	11月1日(土)～2日(日)	11月15日(土)～16日(日)

広告枠

私たちは、雲南市のまちづくりを応援しています。

～提案します 住まいと暮らし～ 2008しまね県民住宅祭

雲南会場

期間 10月10日(金)～13日(月)
 会場 大東ニュータウン「ふれあいの丘」
 (大東町飯田 大東中学校横)
 内容 住宅メーカー10社が最新のモデルハウスを展示、販売します。期間中は楽しいイベントも計画しています。

【問】しまね県民住宅祭実行委員会事務局
 ☎0852-26-4577
 大東総合センター
 ☎0854-43-8166

年金加入記録を
ご確認ください

☎0859-42-2228

境税関支署

社会保険庁では、現在、全ての方に、「ねんきん特別便」をお送りし、年金加入記録に

年金加入記録を
ご確認ください

☎0859-42-2228

境税関支署

社会保険庁では、現在、全ての方に、「ねんきん特別便」をお送りし、年金加入記録に

児童虐待等をはじめ、学校生
徒の取り組みなどを目的として、9月8日から9月14までの7日間を、全国一斉強化週間に定めています。島根県においても、次とおり電話相談を実施することとなりました。

学校内でいじめや体罰及び児童虐待等をはじめ、学校生

徒の取り組みなどを目的として、9月8日から9月14までの7日間を、全国一斉強化週間に定めています。島根県においても、次とおり電話相談を実施することとなりました。

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、子どもをめぐる人権問題に積極的に取り組むことを目的として、9月8日から9月14までの7日間を、全国一斉強化週間に定めています。島根県においても、次とおり電話相談を実施することとなりました。

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、子どもをめぐる人権問題に積極的に取り組むことを目的として、9月8日から9月14までの7日間を、全国一斉強化週間に定めています。島根県においても、次とおり電話相談を実施することとなりました。

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、子どもをめぐる人権問題に積極的に取り組むことを目的として、9月8日から9月14までの7日間を、全国一斉強化週間に定めています。島根県においても、次とおり電話相談を実施することとなりました。

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、子どもをめぐる人権問題に積極的に取り組むことを目的として、9月8日から9月14までの7日間を、全国一斉強化週間に定めています。島根県においても、次とおり電話相談を実施することとなりました。

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、子どもをめぐる人権問題に積極的に取り組むことを目的として、9月8日から9月14までの7日間を、全国一斉強化週間に定めています。島根県においても、次とおり電話相談を実施することとなりました。

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、子どもをめぐる人権問題に積極的に取り組むことを目的として、9月8日から9月14までの7日間を、全国一斉強化週間に定めています。島根県においても、次とおり電話相談を実施することとなりました。

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、子どもをめぐる人権問題に積極的に取り組むことを目的として、9月8日から9月14までの7日間を、全国一斉強化週間に定めています。島根県においても、次とおり電話相談を実施することとなりました。

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、子どもをめぐる人権問題に積極的に取り組むことを目的として、9月8日から9月14までの7日間を、全国一斉強化週間に定めています。島根県においても、次とおり電話相談を実施することとなりました。

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、子どもをめぐる人権問題に積極的に取り組むことを目的として、9月8日から9月14までの7日間を、全国一斉強化週間に定めています。島根県においても、次とおり電話相談を実施することとなりました。

子どもの人権110番

人権センター ☎0854-42-1767

国・県からのお知らせ

通貨・証券などをお返ししています

年金加入記録を確認ください

9月

子育て支援センターなどのスケジュール

だいとう	教室・相談 あおぞら	子育て相談 12日(金)、26日(金) 10:00~16:00 子育て教室 4日(木) 9:30~11:30 赤ちゃん教室 9日(火) 9:30~11:30
	子育てサロン	木馬 おおぎ 毎週火、木曜日(23日は除く) 9:30~15:30 うしお 桂荘 12日(金) 9:30~11:30 ぽかぽかひろば 幅屋公民館 1日(月) 9:30~11:30
	地域サークル	春殖公民館 17日(水)、佐世公民館 18日(木) おおぎ 19日(金)、幅屋公民館 22日(月)
	保育園開放日	大保 每週水曜日 かもめ 每週金曜日 あおぞら 每週金曜日 各施設とも給食 試食は要予約
	子育てサロン 10:00~	つくしき広場 かも 每週水曜日 (24日:誕生会) ぶちつくしき広場 かもてらす 第2・4金曜日 12日(金)(消防署へ行ってみよう)、26日(金)(フリースペース)
	支援センター かも 10:00~	おはなしのへや 2日(火) すくすく親子運動教室(3B体操) 5日(金) 子育てママのリフレッシュタイム(要予約) 8日(月) れもんちゃん広場 (1才半以上) 19日(金) りんごちゃん広場 (0~1才半まで) 29日(月)
	支援センター きすき 10:00~	絵の具遊び 2日(火)、シャボン玉遊び 9日(火) ミュージックケア(要予約)(2歳以下対象) 12日(金) 誕生会(誕生児は要予約) 25日(木) ミニ運動会(要予約) 30日(火)
	出前保育	西日登公民館 10日(水) 10:00~12:00
	教室・相談 きすき	臨床心理士相談日(要予約) 3日(水) 10:00~ ベビーマッサージ(要予約) 16日(火) 10:00~ 子育てママの育児相談 19日(金) 9:30~
	子育てサロン	にこにこクラブ (参加費 一家族100円) 日登公民館 17日(水) 10:00~12:00 高齢者コミュニティーC 24日(水) 10:00~12:00

大保 : 大東保育園 ☎ 43-6132、かもめ : ももめ保育園 ☎ 43-3010、
あおぞら : あおぞら保育園(大東子育て支援センター) ☎ 43-9500、
おおぎ : 地域福祉センターおおぎ ☎ 43-5610、桂荘 : 大東農村改善センター桂荘 ☎ 43-2414、かも : 加茂子育て支援センター ☎ 49-6723、きすき : 木次子育て支援センター ☎ 42-2030、みとや : 三刀屋子育て支援センター(三刀屋健康福祉センター内) ☎ 45-9501、
よしだ : 吉田保育所 ☎ 74-0330、たい : 田井保育所 ☎ 75-0201、
夢の子 : かけや夢の子園 ☎ 62-9900
Cはセンター、市外局番はいずれも0854

図書館だより

大東図書館 ☎ 0854-43-6131
9月の休館日 毎週金曜日、15日(祝)、23日(祝)、30日(火)(図書整理日)

イベント案内
「こぐまちゃんくらぶ」毎週月曜日 10:30~ わらべうた遊びなど
新着の本(抄) ▼松井今朝子「そろそろ旅に」▼宮尾登美子「錦」▼あさのあつこ「金色の野辺に唄う」▼さだまさし「茨の木」▼森絵都「ラン」▼林真理子「RURIKO ルリコ」▼佐野洋子「役にたたない日々」▼瀬戸内寂聴「奇縁まんだら」▼姜尚中「悩む力」▼原口泉ほか「NHK 大河ドラマ歴ハンドブック 篠姫」▼櫻井よしこ「異形の大國 中国」▼山崎晃資「発達障害と子どもたち」▼香川芳子「外食のカロリーガイド」▼野崎陽子「子育てストレスと上手につきあう本」▼小澤祥司「マグロが減るとカラスが増える?」▼山本ふみこ「こぎれい、こざっぱり」▼NHK 出版編「簡単手作り毛糸ぞうり・布ぞうり」▼岡田昭子「マクロビオティック料理事始め」▼農文協編「農家が教える混植・混作・輪作の知恵」▼大森博「元気のできる山の食事」

木次図書館 ☎ 0854-42-1021
9月の休館日 毎週月曜日、2日(火)(振替図書整理日)、16日(火)(祝日振替)、23日(祝)、30日(火)(図書整理日)

イベント案内
「よみかたりのじかん」毎週木曜日 14:30~
新着の本(抄) ▼楊逸「時が滲む朝」▼内田康夫「地の日天の海(上・下)」▼山本文織「アカペラ」▼有川浩「ラブコメ今昔」▼長野まゆみ「左近の桜」▼森絵都「ラン」▼片山恭一「遠ざかる家」▼宇江紹真理「我、言舉げす」▼森村誠一「青春の十字架」▼藤本ひとみ「王妃マリー・アントワネット」▼J.K.ローリング「ハリー・ポッターと死の秘宝(上・下)」▼佐藤愛子「こんなことでよろしいか」▼河野義行「命あるかぎり」▼櫻井よしこ「日本人の美德」▼鎌田實「なげださない」▼吉行和子「老嫗は今日も上機嫌」▼堺屋太一編「人生の『秋』の生き方」▼大島美幸「バスの瞳が恋されて」

木次図書館 開館15周年記念イベント
金子みすゞの詩コンサート
とき 10月26日(日) 14:00~15:30
ところ チェリヴァホール3階 大会議室

加茂図書館 ☎ 0854-49-8739
9月の休館日 毎週木曜日、15日(祝)、23日(祝)、30日(火)(図書整理日)

『みんなおなじでもみんなちがう』
奥井一満:文 得能通弘:写真 小西啓介:AD
福音館書店:刊

表紙の写真はなんでしょう?正解はアサリです。なんだ、アサリかで終わらずによく見てください。みんなおなじアサリですが、みんなちがうアサリですね。この絵本はみんなおなじでもみんなちがう生き物が16種類紹介されています。



『カクレンボ・ジャクソン』
ディヴィッド・ルーカス:さく なかがわちひろ:やく
偕成社:刊

さて、次は目をこらさないと見つけられない、カクレンボ・ジャクソンのお話です。カクレンボ・ジャクソンは恥ずかしがりやで、いつも風景に溶け込むような服を着てかけています。ある日、お城のパーティーへ招待されました。そこで、なるべく目立たないようにと考え作った服が逆にとても目立ってしまいました。いったい、どんな服を着たのでしょうか?



雲南市からのお知らせ

「老人の日・老人週間」に県立施設を無料開放

今年度の「老人の日・老人週間」には、次の県立施設の無料開放が実施されます。

期間

老人の日・老人週間
9月15日(月)~21日(日)

対象

島根県高齢者福祉課

申請方法
入館時に対象者であることが確認できるもの(運転免許証、被保険者証など)を各自が提示してください。

●対象施設

施設名	開館時間
県立しまね海洋館 アクアス	9:00~17:00
県立三瓶自然館 サヒメル (小豆原没林公園含む)	9:30~17:00 (土曜日は18:00まで)
県立宍道湖自然館 ゴビウス	9:30~17:00
八雲立つ風土記の丘展示学習館	9:00~17:00
県立美術館	10:00~日没後30分
県立石見美術館	10:00~18:30
県立古代出雲歴史博物館	9:00~18:00
しまね花の郷	9:30~17:00

※各施設も入館、展示室入室は閉館30分前までです。
ただし、アクアスについては閉館1時間前までです。
※しまね花の郷以外の施設は9月16日(火)が休館日です。

出会いを求める男女の縁結びを応援します

■「島根はっぴいこーでいねーたー」募集中!!

ボランティアで独身男女の縁結びを応援する個人・団体を「島根はっぴいこーでいねーたー(はぴこ)」として募集しています。

○活動内容

出会いを求める独身者からの相談に応じ出会いのきっかけづくりをします。

○「はぴこ」とは…

独身男女からの相談に応じ出会いのきっかけづくりをします。

○相談するには…

ホームページの「はぴこ」情報(「島根県はぴこ」で検索)を参考に、「はぴこ」に直接連絡してください。

○費用は…

「はぴこ」への相談、「はぴこ」からの情報提供などは無料です。お見合いの飲食・会場費、出会いパーティの参加費など、縁結びの場の費用は、相談者の負担となります。

○雲南市内で活動している「はぴこ」

渡部忠治さん(大東町)	☎ 090-3375-8830
福間敬子さん(大東町)	☎ 0854-43-3687
石原篤郎さん(大東町)	☎ 090-3637-9623
加藤誠治さん(加茂町)	☎ 0854-49-6108
石田圭基さん(木次町)	☎ 090-7977-5991
細木訓さん(木次町)	☎ 0854-42-1822
田部勝男さん(木次町)	☎ 090-2293-1855

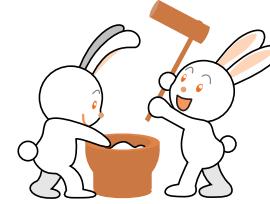
○問い合わせ

しまね縁結びボランティア協議会
(事務局:島根県少子化対策推進室)
☎ 0852-22-5302

広告枠

私たちが、雲南市のまちづくりを応援しています。

9月の議会日程 イベントなど



第5回銅鐸の響き加茂弥生まつり

日 時 9月28(日) 9:30~
場 所 ラメール広場
 古代村がラメールに出現！そして火柱点火！！
 その荒々しくも幻想的な炎に圧倒!!!
【問】まつり実行委員会事務局
 (加茂総合センター自治振興課内)
 ☎0854-49-8601



第18回永井隆平和賞発表式典

日 時 9月14日(日) 13:00~
会 場 アスパル
【問】 雲南市教育委員会
 ☎0854-40-1073



第二回斐伊川夕刻篝火舞

日 時 9月20日(土) 17:30~21:00
場 所 斐伊川河川敷(里熊大橋付近)
 ヤマタノオロチ退治伝説の斐伊川で夕暮れにかがり火の中で舞うスナオ物語
【問】 田井公民館 ☎0854-75-0312

◆雲南市議会9月定例会			議会事務局 ☎40-1004		
開 会	議 場	8日(月)	9:30~		
一般質問	議 場	16日(火)~19日(金)	9:30~		
産業建設常任委員会	市役所会議室	22日(月)	9:30~		
教育民生常任委員会	市役所会議室	24日(水)	9:30~		
総務常任委員会	市役所会議室	25日(木)	9:30~		
特別委員会	市役所会議室	26日(金)			
決算特別委員会	議 場	29日(月)~10月2日(木)			
最 終 日	議 場	10月3日(金)	13:30~		

岡 信子さんと絵本語りの会

日 時 9月13日(土) 14:00~
場 所 加茂図書館
【問】 加茂図書館 ☎0854-49-8739



少年の主張島根県大会

日 時 9月25日(木) 10:00~15:00
場 所 三刀屋中学校



第83回大東陸上競技大会

日 時 9月27日(土)・28(日)
場 所 大東ふれあい運動場
【問】 雲南市教育委員会 ☎0854-40-1075



雲南市戦没者追悼式

日 時 9月5日(金) 14:00~15:30
場 所 ラメール
【問】 雲南市健康福祉総務課 ☎0854-40-1041
 雲南市社会福祉協議会 ☎0854-42-9888



掛合町・うん、どうかい？(第26回掛合町ふるさとまつり)

出場者募集
日 時 10月12日(日) 14:00から開会式
募集締切 9月16日(火)(必着)
【問】 掛合総合センター自治振興課内
 ☎0854-62-0300

※掲載した内容は変更されることがあります。

9月の検診など

◆乳幼児健診 健康推進課 ☎40-1045

乳児健診 (大東・加茂地区)	加茂健康福祉C	4日(木)	13:00~(4ヵ月児) 13:45~(10ヵ月児)
乳児健診 (木次・三刀屋・吉田・掛合地区)	木次健康福祉C	11日(木)	13:00~(4ヵ月児) 13:45~(10ヵ月児)
1歳6ヵ月児・3歳児健診 (大東・加茂地区)	大東健康福祉C	18日(木)	13:00~(1歳6ヵ月児) 14:00~(3歳児)
1歳6ヵ月児・3歳児健診 (木次・三刀屋・吉田・掛合地区)	三刀屋健康福祉C	24日(水)	13:00~(1歳6ヵ月児) 14:00~(3歳児)

◆離乳食教室 健康推進課 ☎40-1045

掛合健康福祉C	9日(火)	9:00~
大東健康福祉C	26日(金)	9:00~

◆ポリオ予防接種 健康推進課 ☎40-1045

木次健康福祉C	17日(水)	13:15~
掛合健康福祉C	25日(木)	14:45~

◆育児相談 健康推進課 ☎40-1045

三刀屋子育て支援C	1日(月)	9:30~
掛合子育て支援C	10日(水)	10:00~
大東町地域福祉Cおおぎ	11日(木)	9:30~
加茂健康福祉C	16日(火)	13:30~
木次子育て支援C	19日(金)	9:30~



◆健康体操教室 健康推進課 ☎40-1045

健康体操	加茂健康福祉C	毎週金曜日	9:00~10:00
3B体操	加茂健康福祉C	1日(月)、22日(月)	13:30~15:00
水中ウォーク教室	三刀屋健康福祉C	9日(火)	10:00~11:30
高齢者体操教室	海潮公民館	11日(木)	9:30~11:00
	大東健康福祉C	18日(木)	9:30~11:00

◆特定健診 健康推進課 ☎40-1045

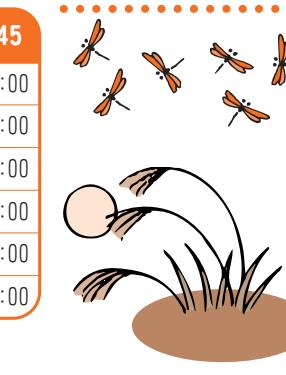
西日登交流館	1日(月)	9:00~10:30 13:00~14:00
日登メインC	2日(火)	"
斐伊公民館	3日(水)	"
木次健康福祉C	4日(木)、5日(金)	"
吉田健康福祉C	29日(月)、30日(火)	9:00~10:30 13:30~14:30
田井公民館	30日(火)	13:00~15:00

◆結核検診 健康推進課 ☎40-1045

三刀屋町内	2日(火)~5日(金)	9:30~
加茂町内	17日(水)~19日(金)	9:15~

◆特設人権相談所 人権C ☎42-1767

吉田ふるさとC	2日(火)	10:00~13:00
人権C	4日(木)	10:00~15:00
加茂総合C	5日(金)	9:00~12:00
地域福祉Cおおぎ	10日(水)	10:00~15:00
三刀屋総合C	19日(金)	10:00~13:00
掛合まめなかC	29日(月)	9:00~13:00



◆献血 11日(木) 市民生活課 ☎40-1031

吉田ふるさとC	9:30~11:00
吉田総合C	13:00~15:00
Aコープよしだ店	15:30~17:30

※内容、場所、日時の順に記載。
 Cはセンターの略、市外局番は記載のないものはいずれも0854。

◆その他相談

がんサロン「陽だまり」 【問】雲南保健所 ☎42-9642	雲南保健所	11日(木) 25日(木)	10:00~15:00
巡回児童相談	木次健康福祉C	10日(水)	13:00~16:00
巡回女性相談	三刀屋総合C	19日(金)	10:00~13:00
こころの健康＆もの忘れ相談(予約制) 【問】雲南保健所 ☎42-9642	雲南保健所	10日(水)	13:00~15:00
アルコールによる困りごと相談(予約制) 【問】雲南保健所 ☎42-9642	雲南保健所	22日(月)	13:00~15:00
交通事故巡回相談 【問】交通事故相談所 ☎0852-22-5102	出雲市役所	18日(木)	9:00~15:00

11月16日(日)は、

雲南市長選挙及び雲南市議会議員一般選挙です!

任期満了による雲南市長選挙及び雲南市議会議員一般選挙を11月16日(日)に行います。選挙の告示日(立候補届出日)は11月9日(日)です。雲南市議会議員一般選挙については、今回の選挙から、全市1区となります。

立候補を予定されている方は、下記の日程で説明会を開催しますのでご出席ください。

立候補届出予定者説明会

○日 時：平成20年10月8日(水)

【雲南市長選挙】9:30～10:30

【雲南市議会議員一般選挙】11:00～12:00

○場 所：三刀屋文化体育館アスパル 小ホール

メールマガジンの配信サービスを開始!!



雲南市では、市民生活に有益な情報や地域の話題などを積極的・効果的に提供し、あわせて市の魅力を広くPRするため、携帯電話向け「うんなんメールマガジン」の配信サービスを開始しました。

サービスを受けるためには事前の会員登録が必要ですが、雲南市からのメール受信が可能な方ならどなたでも登録できます。みなさんの登録をお待ちしています。

■配信情報

- イベント・観光情報
- 雲南市の出来事
- 雲南市からのお知らせ など



■利用の登録・変更・解除方法

- ①unnan@xpressmail.jpへ空メールを送ります。
- ②メールが返信されてきますので、以降画面に従い手続きを行います。

空メール登録の際、右の2次元バーコードを利用されると便利です。

情報政策課 ☎0854-40-1015



8月16日、龍頭が滝に六子さんの歌声が響きました。家族やふるさとを大切に思う気持ちが歌に込められています。雨の中、元気に歌い、素晴らしいステージでした。話をすればとても気さくな人柄。買いました。CDにサインをしてもらいました。このコンサート会場では地元松笠地区のみなさんが、そばや焼肉などを準備して訪れる人を迎えていました。地域づくりに取り組むみなさんにとっても真剣です。子どもからお年寄りまで幅広い世代の人々が笑顔で言葉を交わし、取材に訪れた私にも同じようにやさしく話しかけてくださいました。笑顔あふれる地域の絆など、ふるさとの恵みを感じます。14日の成人式では、遠くの地から生まれ育つたふるさとをみつめる新成人の誓いの言葉に感激しました。

多くの人々に出会い、ふるさとへの思いにふれることができるのはとてもありがたいことです。4年に一度のオリンピックや甲子園の熱戦に勝るとも劣らない感動があります。

(3)

- ・市報うんなんは、お近くの総合センターや公民館にもあります。
- ・市報うんなんに対するご意見、ご感想はこちらまで!

政策企画部 情報政策課

unnan-city@city.unnan.shimane.jp

編

集
後
記

季節ごよみ

○○の秋

夕焼けこやけの～♪ 稲穂が実った田んぼにたくさんのがれています。

読書の秋、芸術の秋、スポーツの秋。みなさんはどんな秋を過ごされますか？

人口 44,361人

男性 21,365人

世帯数 13,641世帯

女性 22,996人

(平成20年8月1日現在)